

監査委員公表第 479 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年9月4日

大分県監査委員 阿 南 馨
 大分県監査委員 姫 野 邦 子
 大分県監査委員 井 上 伸 史
 大分県監査委員 賀 来 和 紘

監査の概要

- 1 監査対象期間
平成20年度分
- 2 監査対象機関、監査実施日及び監査結果

監査対象機関	監査実施日	監 査 結 果
(土木建築部)		
国東土木事務所	平成21年4月21日から 平成21年4月23日まで 平成21年5月13日	港湾施設において、使用許可手続等が行われずに施設が使用されているなど不適正な施設管理が認められた。
日田土木事務所	平成21年5月19日から 平成21年5月21日まで 平成21年6月1日	道路防災監視システムの非常用発電設備が機能しないにもかかわらず改修を行わず、また、平成20年度の管理委託契約締結の遅延が認められた。
大分土木事務所	平成21年5月27日から 平成21年5月29日まで 平成21年6月9日	港湾使用料の延滞金について、多数調定を行っていないことが認められた。
(病院局)		
大分県立病院	平成21年6月2日から 平成21年6月4日まで 平成21年6月17日	個人負担分の医業未収金について、前年度より増加しており、収納率も低下していることが認められた。 平成20年度の定期監査において指摘事項とした扶養手当の返納処理について、一部予備監査当日まで実施されていないことが認められた。
大分県立三重病院	平成21年6月9日から 平成21年6月11日まで 平成21年6月17日	職員親睦団体の現金30万円を簿外で預かり、医事会計窓口の釣り銭用として使用するなど不適正な経理処理が認められた。
(総務部)		
豊肥振興局	平成21年5月19日から 平成21年5月21日まで 平成21年6月4日	特に指摘する事項を認めなかった。

南部振興局	平成 21 年 5 月 27 日から 平成 21 年 5 月 29 日まで 平成 21 年 6 月 10 日	特に指摘する事項を認めなかった。
西部振興局	平成 21 年 6 月 9 日から 平成 21 年 6 月 11 日まで 平成 21 年 6 月 30 日	特に指摘する事項を認めなかった。
中津県税事務所	平成 21 年 6 月 16 日 平成 21 年 7 月 6 日	特に指摘する事項を認めなかった。
日田県税事務所	平成 21 年 6 月 17 日 平成 21 年 6 月 30 日	特に指摘する事項を認めなかった。
別府県税事務所	平成 21 年 6 月 18 日 平成 21 年 7 月 7 日	特に指摘する事項を認めなかった。
佐伯県税事務所	平成 21 年 6 月 24 日 平成 21 年 7 月 3 日	特に指摘する事項を認めなかった。
豊後大野県税事務所	平成 21 年 6 月 25 日 平成 21 年 7 月 3 日	特に指摘する事項を認めなかった。
(土木建築部)		
豊後高田土木事務所	平成 21 年 4 月 14 日から 平成 21 年 4 月 16 日まで 平成 21 年 4 月 22 日	特に指摘する事項を認めなかった。
臼杵土木事務所	平成 21 年 4 月 14 日から 平成 21 年 4 月 16 日まで 平成 21 年 4 月 23 日	特に指摘する事項を認めなかった。
宇佐土木事務所	平成 21 年 4 月 14 日から 平成 21 年 4 月 16 日まで 平成 21 年 4 月 22 日	特に指摘する事項を認めなかった。
豊後大野土木事務所	平成 21 年 4 月 21 日から 平成 21 年 4 月 23 日まで 平成 21 年 5 月 14 日	特に指摘する事項を認めなかった。
竹田土木事務所	平成 21 年 4 月 21 日から 平成 21 年 4 月 23 日まで 平成 21 年 5 月 14 日	特に指摘する事項を認めなかった。
別府土木事務所	平成 21 年 5 月 12 日から 平成 21 年 5 月 14 日まで 平成 21 年 5 月 18 日	特に指摘する事項を認めなかった。
佐伯土木事務所	平成 21 年 5 月 12 日から 平成 21 年 5 月 14 日まで 平成 21 年 5 月 21 日	特に指摘する事項を認めなかった。
中津土木事務所	平成 21 年 5 月 12 日から 平成 21 年 5 月 14 日まで 平成 21 年 5 月 25 日	特に指摘する事項を認めなかった。

玖珠土木事務所	平成 21 年 5 月 19 日から 平成 21 年 5 月 21 日まで 平成 21 年 6 月 1 日	特に指摘する事項を認めなかった。
(企業局)		
企業局	平成 21 年 6 月 2 日から 平成 21 年 6 月 4 日まで 平成 21 年 6 月 18 日	特に指摘する事項を認めなかった。

3 是正改善を要するその他の事項

監査の結果、是正又は改善を要するものとして、次の事項等について関係機関を指導した。

- ・ 予算の執行が経済性に欠ける等適切でないもの
- ・ 調定金額の誤り、調定の遅延等調定事務が適切でないもの
- ・ 未収金に対する督促等の債権管理が十分でないもの
- ・ 支出科目が誤っているもの
- ・ 給料、諸手当の支給が誤っているもの
- ・ 旅費支給額の算定誤り等支給事務が適切でないもの
- ・ 前渡資金等の処理等が適切でないもの
- ・ 設計積算、契約時期、契約内容、履行確認等の契約事務が適切でないもの
- ・ 県有財産及び物品の管理が適切でないもの
- ・ 公用車の事故等による損害が発生しているもの
- ・ 許認可事務の事務手続が適正でないもの